

令和8年度市県民税・森林環境税納税通知書の送達を受けるべき者の住所、居住が不明のため、送達不能となったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

この通知書は、総務部税務課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 7 月 10 日

栗東市長 竹 村

[illegible]